

平成24年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

# 平成24年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、1年を経過した今も、復旧復興は緒についたばかりで、この先どれくらいの資金と年月が必要になるのか計り知れません。このような大打撃を受けましたが、その中から見えてきたことは、失われつつあった人と人とのつながり、すなわち「絆」の大切さです。都市化とともに薄れてきた絆の必要性が、大震災に見舞われた今、改めて叫ばれてきています。

笛吹市社会福祉協議会は以前から「家族の絆」、「地域の絆」がいかに大切かを訴えてきましたが、なかなか前に進みませんでした。しかし、人々の考えはこの震災で変わってきたのです。だからといって、昭和の時代以前にあったような絆は、核家族化、老若男女を問わない就労化の進展などで望むべくもありません。そこで、私たち社協は現在の社会における家族の絆とは何か、地域の絆とは何か、そしてそれをどうしたら築くことができるのかを真剣に考え、地域の皆様とともに実行して行かなければなりません。

平成24年度は笛吹市の第2次地域福祉計画の初年度であり、これに連動して社協の第2次地域福祉活動計画もスタートします。この活動計画はそれらも踏まえて策定してあります。私たち社協は、この活動計画に則り地域福祉活動事業を積極的に進めていきます。

また、介護事業につきましては、在宅ケアを基本とした地域包括ケアシステムという新たな介護福祉制度の概要が示され、介護保険法が改正されます。これらの流れにも遅れることなく、さらに介護サービスの質の向上を行い、しっかりと介護事業も運営していきます。

## 重点目標

- 1 社協内各部署の連携による相談業務の充実
- 2 地域実態の把握と住民同士のつながりの発展
- 3 ボランティア活動への理解と参加促進
- 4 防災・災害に対応できる個人・地域づくり
- 5 必要な地域情報の整備と提供
- 6 介護保険事業の適切な運用とサービスの質の向上

## I 総務部門

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議員会をはじめとする各種会議を活性化させるとともに、それらの会議を通じて関係機関との連携、強化を図る。

また、組織力の強化を図るため職員教育に力を入れ個々の能力の向上を促し、人事考課制度も拡大し活力ある職場を目指す。

### 1 組織運営のための会議等の開催

- (1) 理事会・評議員会
- (2) 正副会長会議
- (3) 各部会の開催
- (4) 監事監査
- (5) 役員研修会
- (6) 職員研修会
- (7) その他必要な会議

### 2 福祉活動の理解と促進

- (1) 社会福祉大会の開催
- (2) 広報誌「かけはし」の発行 年4回(4月 7月 10月 1月)
- (3) ホームページの更新・充実
- (4) マスメディアへの働きかけ

### 3 指定管理施設の管理運営

八代福祉センター、御坂福祉センター、春日居福祉会館の効率的な運営管理。

### 4 職員の職務遂行能力の向上

- (1) 教育研修制度の策定  
新人研修 部門別研修 OJT
- (2) 人事考課制度の拡大  
介護職以外の考課制度の構築

### 5 職場環境の改善

社協職員としての自覚と意識の向上。

- (1) 労務管理面
- (2) 施設面

### 6 会員の募集

会員募集を強化して自主財源の確保を図り、住民参加の意識を高める。

- |      |     |        |
|------|-----|--------|
| 普通会員 | 1世帯 | 1,000円 |
| 賛助会員 | 1口  | 2,000円 |

特別会員 1口 5,000 円

## 7 共同募金運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動を積極的に行い、共同募金配分金事業、歳末たすけあい配分金事業を実施する。

## II 地域福祉部門

地域福祉計画を着実に実行し、「安心して暮らせる、幸せあふれるまちづくり」を実現する。

誰もが、住み慣れた地域で生活をし続けられるために、支援を必要とする方には、制度の活用や専門職による支援を行う。また、地域住民、ボランティアなどと協働し地域生活の支援を行う。

### 1 地域福祉推進委員会の連携と強化

住民主体の福祉のまちづくりを目指して、地域福祉推進委員会を開催する。

### 2 地域福祉活動計画の進行管理

地域の方々や各種団体などの協力や参加を得て、協働により福祉活動を計画的に進める。

#### (1) 地域づくり

##### ① 自分の住んでいる地域の実態を知る。

ア 地域福祉活動計画の推進

イ 地域情報の整理と活用

ウ 見守りネットの構築

##### ② 住民同士のつながりを深める。

ア ふれあい交流事業

(一人暮らし高齢者・世代間・ひとり親などの交流会・高齢者社会見学バス)

イ 一地区一良いところ事業(7 地域)

ウ やってみるじゃん(介護予防事業)

エ 地域福祉推進事業助成金交付事業

オ 福祉活動団体の支援(高齢者・障がい者)

#### (2) 福祉教育の推進

##### ① みんな「誰かの役に立っていること」のすばらしさを体験する。

ア ボランティア活動支援

イ 笛吹市ボランティアまつり

ウ ボランティア大会

エ ボランティアの養成

(シニアボランティア・ヘルパー2 級・手話奉仕員・朗読ボランティア)

オ 介護支援ボランティア事業

② 命を大切にする、他者を思いやる心を育てる

ア 福祉のこころ醸成事業

(3) 災害対応

① 災害時に対応できる個人・地域を目指す

ア 防災知識の普及啓発

イ 社協内で把握している、要援護者の情報整理

ウ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(4) 相談体制の充実

① 必要な地域の情報がすぐに手に入る仕組みづくり

ア 広報誌発行・ホームページの充実

イ 地域の情報を収集し生活関連情報を発信する

② 身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みづくり

ア 相談ケースの情報共有と解決に向けたチーム連携

イ 総合相談体制にむけた相談窓口の充実

ウ 生活に必要な資金の貸与(生活福祉資金)(独自事業:社会福祉金庫・善意銀行)

③ 権利擁護事業

ア 日常生活自立支援事業

イ 成年後見センターふえふきの運営事業

(認知症・知的障害・精神障害等のある方に対し、日常の金銭管理や日常生活上の  
手続支援を行う。また、判断能力の不十分な方の財産管理や身上監護を行い、地域  
生活を継続するための支援をする)

3 その他社会福祉活動の推進上必要とされる事業

Ⅲ 障がい者地域活動支援部門

さまざまな障害を持ちながら在宅生活をする方が、自分らしい生活をするための支援を行う。  
社会参加の機会の提供、生活全般にわたる相談、問題解決を図るための継続的な地域生活  
の支援を行う。

1 相談支援事業

社会福祉士・精神保健福祉士が電話、面接、訪問により生活全般の相談に応じたり、福祉サ  
ービスの利用、就労支援等を行う。

(1) 障害者サービス利用計画作成

(2) 地域自立支援協議会の設置・運営

(3) ケアマネジメントによる生活支援

(4) 困難事例に対応する専門的相談

(5) 住居入居支援

(6) 成年後見制度利用支援事業

## 2 障害者地域活動支援センターⅠ型（笛吹市ふれあいの家内）

専門職員を配置し、創作的活動・社会との交流の促進、障害に対する理解の促進等の事業を実施する。

- (1)精神障害者デイケア、料理教室、農園作業、生活訓練教室等の生活支援事業
- (2)手話奉仕員・朗読奉仕員の養成、声の広報の発行等のコミュニケーション支援事業
- (3)社会参加活動への企画・情報提供、スポーツ教室の開催等の社会参加事業
- (4)その他地域啓発事業など障害福祉活動の推進上必要とされる事項に取り組む

## 3 障害者地域活動支援センターⅢ型

住み慣れた地域で一番身近な日中活動の場として、地域活動支援センターⅢ型を三箇所で開催し、創作的活動と生産的活動の場の提供を行う。通所者ごとに個別支援目標を立てて、専門的な支援を行う。

- (1)地域活動支援センターⅢ型（八代育美会） 八代福祉センター内
- (2)地域活動支援センターⅢ型（一宮夢ふうせん） 一宮福祉センター内
- (3)地域活動支援センターⅢ型（春日居ふれあい工房） 春日居福祉会館 内

## IV 在宅介護支援部門

通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護・要支援者の在宅生活を支援する。利用者ニーズに合わせた質の高いサービスの提供を行うとともに、事業ごとの連携を密にし、在宅介護支援の一体的な運営を図る。

また、地域事務所との連携により、通所介護事業所を拠点とした相談支援事業を行う。

### 1 事業内容の透明性の確保

利用者の権利擁護とサービスの充実を図る為、第三者委員会を開催。

### 2 広報活動の充実による利用促進

事業内容や施設行事の積極的紹介。

- (1)ホームページの常時更新
- (2)広報誌「かけはし」の充実
- (3)通所便りの発行

### 3 介護保険制度の改正への対応

- (1)24時間訪問介護の制度化
- (2)サービスの時間区分と単位区分の変更

### 4 事業内容

#### (1)通所介護事業

事業所 石和(定員40人) 御坂(定員25人) 檜 峰(定員15人)  
八代(定員40人) 境川(定員25人) 春日居(定員35人)

- ① 介護保険(要介護・要支援)通所介護サービスの提供
  - ② 障害者デイサービス相互利用
  - ③ 生きがいデイサービス
  - ④ お泊りデイサービス
  - ⑤ 食事サービス
  - ⑥ 資質向上のため研修会への参加及び交流会の実施
  - ⑦ 実習・研修生受入れ指導
- (2)訪問介護事業
- ① 介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供  
24時間サービスの実施
  - ② 障害者自立支援
  - ③ 高齢者生活援助員派遣
  - ④ 障害者等社会参加支援
  - ⑤ 難病訪問介護員派遣
  - ⑥ 研修会への参加と内部研修の実施
  - ⑦ 実習・研修生受入れ指導
- (3)居宅介護支援事業
- ① 居宅サービス計画書の作成
  - ② 在宅生活支援、相談業務
  - ③ 関係機関との連携調整
  - ④ 要介護認定調査業務の受託
  - ⑤ 研修会・講習会への参加と内部研修の実施

以上